

株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令  
第一号様式



【表紙】

【提出書類】(2) 変更報告書 No.15  
 【根拠条文】 法第27条の25第1項  
 【提出先】 関東財務局長  
 【氏名又は名称】(3) 弁護士 伊東 啓  
 【住所又は本店所在地】(3) 東京都港区赤坂一丁目12番32号アーク森ビル29階  
 西村ときわ法律事務所  
 【報告義務発生日】(4) 平成18年10月3日  
 【提出日】 平成18年10月10日  
 【提出者及び共同保有者の総数(名)】 1名  
 【提出形態】(5) その他

第1【発行会社に関する事項】(6)

発行会社の名称	日本マクドナルドホールディングス株式会社
会社コード	2702
上場・店頭の別	上場
上場証券取引所	ジャスダック証券取引所
本店所在地	東京都新宿区西新宿6-5-1 新宿アイランドタワー

第2【提出者に関する事項】

1【提出者(大量保有者)／1】(7)

(1)【提出者の概要】(8)

①【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	法人(ケイマン法人)
氏名又は名称	レイクビュー・リミテッド(Lakeview Limited)
住所又は本店所在地	ケイマン諸島、グランド・ケイマン、ジョージ・タウン、サウスチャーチ・ストリート、クイーンズゲート・ハウス、私書箱1093号 (P.O. Box 1093GT, Queensgate House, South Church Street, George Town, Grand Cayman, Cayman Islands)
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③ 【法人の場合】

設立年月日	2005年6月17日
代表者氏名	マーク・チバ (Mark Chiba)
代表者役職	ダイレクター
事業内容	持株会社

④ 【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	ケイマン諸島、グランド・ケイマン、ジョージ・タウン、サウスチャーチ・ストリート、クイーンズゲート・ハウス、私書箱 1093 号 メープルズ・ファイナンス・リミテッド気付 (c/o Maples Finance Limited, P.O. Box 1093GT, Queensgate House, South Church Street, George Town, Grand Cayman, Cayman Islands) マーク・チバ (Mark Chiba)
電話番号	1-345-945-7099

(2) 【保有目的】 (9)

純投資
-----

(3) 【上記提出者の保有株券等の内訳】 (10)

① 【保有株券等の数】

	法第 27 条の 23 第 3 項 本文	法第 27 条の 23 第 3 項 第 1 号	法第 27 条の 23 第 3 項 第 2 号
株券 (株)	5, 263, 000		
新株予約権証券 (株)	A	—	F
新株予約権付社債券 (株)	B	—	G
対象有価証券カバードワラント	C		H
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		I
対象有価証券償還社債	E		J
合計 (株)	K 5, 263, 000	L	M
信用取引により譲渡したことに より控除する株券等の数	N		
保有株券等の数 (総数) (K+L+M-N)	O 5, 263, 000		
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J)	P		

②【株券等保有割合】

発行済株式総数(株) (平成18年6月30日現在)	Q	132,960,000
上記提出者の 株券等保有割合(%) (O/(P+Q)×100)		3.96
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		6.21

(4)【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】(11)

年月日	株券等の種類	数量	取得又は処分の別	単価
2006年10月3日	普通株式	3,000,000	処分	社債の現物償還

(5)【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】(12)

<p>1. レイクビュー・リミテッドは、2006年7月27日満期(2010年7月27日まで期限延長可)の社債(以下「本社債」という。)を発行しており、本社債の条項に従い、(i)レイクビュー・リミテッドは、予定の満期日前に何時にても本社債の全部又は一部を償還することができ、かかる早期償還の際には、レイクビュー・リミテッドが保有する発行会社の株式(全部で33,210,000株。以下「本株式」という。)にて現物での償還が可能であり、(ii)レイクビュー・リミテッドは、決められた消却日程に従って本社債の一部を償還することを義務付けられており、その際本株式にて現物での償還を選択することができ、(iii)レイクビュー・リミテッドは、一定の場合、自己又はその関連会社が直接又は間接に発行会社の議決権の5%を超えて保有する本株式につき日本において売出しを行うことができ、(iv)レイクビュー・リミテッドは、発行会社の上場廃止等一定の事由が生じた場合、本社債の全部を本株式にて現物で償還することを義務付けられており、(v)レイクビュー・リミテッドは、予定の満期日において、現金での償還に代えて本株式にて現物での償還が可能であり、(vi)本株式について、本社債の保有者(以下「社債権者」という。)のための質権が設定されており、(vii)社債権者はレイクビュー・リミテッドから本株式を借り入れる権利を有している。</p> <p>2. レイクビュー・リミテッド、マクドナルド・コーポレーション(McDonald's Corporation)、ロングリーチ・グループ(the Longreach Group)及びロングリーチ・マネージメント・コーポレーション・ケイマン(Longreach Management Corporation Cayman)の間の株主間契約に基づき、レイクビュー・リミテッド又はその関連会社が、本社債の予定された満期日の後において、発行会社の議決権の少なくとも合計で5%に相当する本株式を直接・間接を問わず実質的に保有する場合には、(i)レイクビュー・リミテッドは、一定の場合を除き、マクドナルド・コーポレーションの同意なく本株式を譲渡することができず、また(ii)マクドナルド・コーポレーションはレイクビュー・リミテッドに対し、日本における売出しにより本株式の売却を求めることができる。</p> <p>3. 本社債の条項に従い、レイクビュー・リミテッドは、リーマン・ブラザーズ・コマーシャル・コーポレーション・アジア・リミテッド(Lehman Brothers Commercial Corporation Asia Limited)(以下「借主」という。)との間で、複数の株券貸借契約を締結した。これらの契約により、レイクビュー・リミテッドの借主に対する貸株残高は、2006年8月1日現在で合計0株(発行会社の発行済株式総数の0%)となり、2006年10月3日現在の貸株残高は合計0株(発行会社の発行済株式総数の0%)のままであった。</p>
---



**POWER OF ATTORNEY**

KNOW ALL MEN BY THESE PRESENTS, THAT Lakeview Limited, a company organized and existing under the laws of Cayman Islands, having its office at P.O. Box 1093GT, Queensgate House, South Church Street, George Town, Grand Cayman, Cayman Islands (the "Company"), does hereby make, constitute and appoint Kei Ito, Taku Ishizu and Fumiyo Sugahara, attorneys-at-law, having their office at ARK Mori Building, 12-32, Akasaka 1-chome, Minato-ku, Tokyo, Japan, as its true and lawful attorneys-in-fact, with full power to act on behalf of the Company and with full power of substitution, for it and in its name, place and stead to do and perform any one or more of the following acts:

To do any and all acts and things in connection with the execution and filing of Large Holding Reports and Amendment Reports, execution and filing of various other reports, and delivery of a copy of any such reports, each as provided in Chapter 2-3, "Disclosure of Information on Holding Large Amount of Share Certificates, Etc." of the Securities and Exchange Law of Japan.

IN WITNESS WHEREOF, the Company has caused this Power of Attorney to be duly executed by its duly authorized representative.

Date: January 17, 2006

Lakeview Limited



---

Name: Mark Chiba  
Title: Director

(訳文)

## 委任状

ケイマン諸島法に基づいて設立され存続する法人であって、ケイマン諸島、グランド・ケイマン、ジョージ・タウン、サウスチャーチ・ストリート、クイーンズゲート・ハウス私書箱 1093 号に事務所を有するレイクビュー・リミテッド(以下「当会社」という)は、ここに日本国東京都港区赤坂一丁目 12 番 32 号アーク森ビルに事務所を有する弁護士伊東啓、石津卓及び菅原史佳のそれぞれを代理人として選任し、当会社のために当会社の名の下に下記の行為を単独で行う完全な権限及び復代理人選任のための完全な権限を付与する。

### 記

日本国証券取引法第二章の三「株券等の大量保有の状況に関する開示」に定める大量保有報告書及び変更報告書の作成及び提出、その他各種報告書の作成及び提出並びに当該報告書の写しの送付に関する一切の件

上記を証するため、当会社は、当会社の権限ある代表者をして本委任状に適法に署名せしめた。

2006 年 1 月 17 日

レイクビュー・リミテッド

(署名)

氏名： マーク・チバ  
肩書： ダイレクター